

市内旅館等宿泊支援事業「こおりやま開拓クーポン」企画運営業務に係る
公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

令和8年7月17日制定

[郡山市文化スポーツ観光部観光政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内旅館等宿泊支援事業「こおりやま開拓クーポン」企画運営業務に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 1 募集要項、仕様書等の確認に関すること。
- 2 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- 3 その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、以下のとおりとする。

(1) 委員長 文化スポーツ観光部長

(2) 委員 文化スポーツ観光部次長、観光政策課長、未来創造課長、選ばれるまち推進課長、産業雇用政策課長

3 委員の任期は、本業務の契約候補者と契約を行った日までとする。

(会議)

第4条 委員は「審査基準」に基づき、申請書類による書面審査により行う。

2 委員は、必要に応じて質問を行う場合がある。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月17日から施行する。
- 2 この要綱は、本業務の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。